

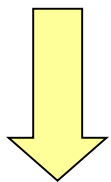
介護職員等就労支援事業助成金のご案内

三原市では、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している介護職員等の資質の向上を図るために「介護職員等就労支援事業助成金」を交付しています。
令和8年度より助成対象を拡充しました。

対象研修	①介護職員初任者研修課程にかかる受講料 ②介護福祉士の資格取得のための研修（実務者研修等）の受講料 （厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設での履修を含む。介護福祉士養成施設での履修は、平成29年10月1日以降に卒業し、介護福祉士の資格を取得した方が対象となります。） ③介護支援専門員の資格取得のための研修の受講料 ④主任介護支援専門員の資格取得のための研修（R8追加） ⑤介護支援専門員の資格更新のための研修（R8追加） ⑥主任介護支援専門員の資格更新のための研修（R8追加） ⑦介護支援専門員の再研修（R8追加）
交付金額	①から④までの研修 上限5万円 ⑤から⑦までの研修 受講料の2分の1で上限5万円
交付対象者	市内に住所を有する方 ①または⑤から⑦までの研修を受講した場合は、 <u>研修修了した日から市内の指定事業所※に6か月以上従事している方</u> ②から④までの研修を受講した場合は、 <u>研修修了後資格を取得した日から市内の指定事業所※に6か月以上従事している方</u> ※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2に規定するサービスを提供する市内の指定事業所 助成金の交付は1人1種類1回です。

交付を受けるためには

申請



決定



請求

①または⑤から⑦までの研修を受講した場合は、研修修了した日の翌日から、
②から④までの研修を受講した場合は、研修修了後資格取得した日からそれぞれ起算して1年以内に、介護職員等就労支援事業助成金交付申請書を必要書類とあわせて提出してください。

【必要書類】

- ・介護職員等就労支援事業助成金交付申請書
- ・研修受講料の領収書の写し
- ・修了証明書、取得した資格の資格者証の写し
- ・介護福祉士養成施設の場合は卒業を証明する書類の写し
- ・6か月以上勤務していることを証明する書類

介護職員等就労支援事業助成金交付決定書を交付します。

介護職員等就労支援事業助成金交付請求書を提出してください。

お問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

TEL 0848-67-6240 FAX 0848-64-2130

※申請用紙はホームページよりダウンロードできます。